

インフルエンザ出席停止期間早見表

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と変わりました。

発症した日から数えると6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されます。

例	経過	発症日	発症後					発症後5日を経過した後		
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
Aさん 	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日後	発症後5日目	登校可能日		
		出席停止期間								
Bくん 	発症後2日後に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能日		
		出席停止期間								
Cさん 	発症後3日後に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能日		
		出席停止期間								
Dさん 	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能日	
		出席停止期間								
Eくん 	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能日
		出席停止期間								

* 出席停止期間中は、自宅で安静に過ごしましょう。

学校感染症と出席停止期間

	感染症の種類	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウ イルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経 過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤に よる治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核及び髄膜炎 菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと 認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症 感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、 ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、 手足口病、伝染性紅斑、 ウイルス性肝炎など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと 認めるまで

なお、第1種および第2種の感染症については、以下の場合も出席停止とすることができるとされています。

- ①第1種もしくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者につい
ては、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ②第1種または第2種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、
学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ③第1種または第2種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見
を聞いて適当と認める期間

<参考>

学校保健安全法施行規則（最終改正：平成二四年三月三〇日文科科学省令第一一号）